【港長基準】

関門港南海トラフ地震に起因する津波対策

１．関門港長から発令される命令・勧告等

（１）南海トラフ地震に起因する津波発生時

気象庁から南海トラフに起因する地震に伴い、関門港の一部又は全部に津波注意報以上が発表された場合に発令する命令・勧告は以下のとおり。

① 関門港の一部又は全部に津波注意報が発表された場合

津波注意報が発表された区域にある船舶への勧告

② 関門港の一部又は全部に大津波警報又は津波警報が発表された場合

ア）関門港全域の船舶への命令（制限）

イ）大津波警報又は津波警報が発表された区域にある船舶への勧告

ウ）津波注意報が発表された区域にある船舶への勧告

③ 命令・勧告の根拠法令

ア）命令：港則法第 39 条第３項

イ）勧告：港則法第 39 条第４項

④ 対象船舶

全ての船舶

（２）南海トラフ地震臨時情報発表時

気象庁から、福岡県北九州市及び山口県下関市に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合、注意喚起を行う。

２．船舶が執るべき措置

（１）初動措置

南海トラフ地震に起因する津波が関門港の海上活動に与える影響を考慮し、①「震源地が南海トラフ」であること、②「関門港に大津波警報、津波警報若しくは津波注意報の発表」又は「震度５弱以上の震度の観測」の両方を満たすことをもって、「南海トラフ巨大地震に伴う津波来襲に対する避難・情報伝達等初動措置に関する関係機関との合同指針」Ⅱ－３に規定する初動措置をとること。

（２）命令・勧告等発令時の船舶が執るべき措置

① 関門港の一部又は全部に津波注意報が発表された場合

別添１「関門港内及び同境界付近にある船舶に対する関門港長勧告」に定める各措置を講じること。

② 関門港の一部又は全部に大津波警報又は津波警報が発表された場合

別添２「関門港内及び同境界付近にある船舶に対する関門港長命令及び勧告」に定める各措置を講じること。

③ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

別添３「南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表」に定める対応を執ること。

３．命令・勧告の解除

気象庁が関門港の一部又は全部に発表された津波注意報、津波警報又は大津波警報を解除し、船舶交通の安全が確保された後、解除するものとする。

４．連絡体制

連絡方法及び手段は、別添４「情報の連絡方法・手段」によるものとする。

５．若松・奥洞海航路における航行管制

南海トラフ地震に起因する津波発生時における、管制信号の運用は以下のとおり。

（１）基本的な運用

① 管制信号が出航信号（O）の場合、当面の間、入航信号（I）に切り替えず、出航信号（O）のままの運用とする。

② 管制信号が入航信号（I）の場合、管制信号を出航予告信号（XO）とした後、出航信号（O）に切り替え、当面の間そのままの運用とする。

なお、出航予告信号（XO）に切り替えた後、入航中の船舶が入航を継続し、回頭地点へ向かう場合においては、若松港口、牧山、二島各信号所のそれぞれの海域において、対象船舶が通過、又は反転し終えた状況を見て、順次出航船舶（O）に切り替える運用とする。

（２）二島信号所の管制信号の特別な運用

奥洞海航路周辺の岸壁から出港する管制対象船舶が、回頭地点へ移動するため入航方向へ航行する場合は、同航路からの他の出航船舶の状況を見つつ、時期を見計らって二島信号所の管制信号のみを出航信号（O）から入航信号（Ｉ）に切り換え、同対象船舶が出港から回頭地点で反転するまで入航信号（Ｉ）で運用する。

対象船舶が反転後は、速やかに出航信号（O）に切り換える。

（３）流速増加等に伴う禁止信号

津波の影響による流速増加、漂流物による航路の障害及び海難による航路の閉塞等の理由により船舶航行に大きな支障が生じた場合には、管制信

号の全部又は一部を禁止信号（Ｘ）に切換え、洞海湾内の船舶の航行を禁止することがある。

（４）その他の運用

津波襲来の情報や洞海湾内の海域の状況を勘案し、上記と違ったパターンの管制信号で運用することがある。

別添１

関門港内及び同港境界付近にある船舶に対する関門港長勧告

＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日　＿＿：＿＿　発令

関　門　港　長

次のとおり、気象庁から南海トラフを震源地とする地震にかかる津波に関する情報が発表されたことから、津波による関門港内における船舶交通の危険を防止し、混雑を緩和するため、別添のとおり、関門港内の津波注意報が発令された区域にある船舶に対して、港則法第３９条第４項に基づき勧告する。ただし、港長が認めた船舶を除く。

なお、各措置の実施あたり、人命を最優先とし、港外退避する船舶は、可能な限り水深の深い海域に避難すること。

<table>
<tr><td colspan="3">気象庁発表：＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　＿＿＿：＿＿＿</td></tr>
<tr><td>津波予報区</td><td colspan="2">津波注意報</td></tr>
<tr><td>山口県
瀬戸内海沿岸</td><td>□ 津波注意報</td><td rowspan="4">が発表されました。</td></tr>
<tr><td>福岡県
瀬戸内海沿岸</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td>山口県
日本海沿岸</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td>福岡県
日本海沿岸</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td colspan="3">震　源　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿付近
地震の規模：マグニチュード＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

※ 該当箇所には、レ点を打つこと

別紙

1　関門港内を航行中の船舶（小型の漁船及びプレジャーボート等（以下「小型船舶等」という。）を除く。）は着岸せず、関門港西口から出域すること。

2　係留中の船舶（小型船舶等を除く。）は直ちに荷役を中止し、関門港西口からの出域又は係留強化の措置を実施すること。

3　工事作業中の船舶は工事作業を中止し、関門港西口からの出域又は最寄りの岸壁に着岸のうえ係留強化の措置を実施すること。

4　錨泊中の船舶（小型船舶等は除く。）は、関門港西口から出域又は直ちに出域できる準備措置を実施すること。

5　小型船舶等

（1）　係留中の小型船舶等は、出港しないこと。ただし、津波の影響が出るまでに関門港西口から出域し、港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

（2）　係留中以外の小型船舶等は、着岸し係留強化の措置を実施すること。ただし、津波の影響が出るまでに着岸できない船舶及び関門港西口から出域し港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

6　前 1 から 5 について、響新港区の場合は「関門港西口」を「関門港」に、新門司区の場合は「関門港西口からの出域」を「関門港外へ出域し、できる限り日本海側へ避難すること。ただし、津波の影響が出るまでに日本海側に避難できない船舶を除く。」に、読み替えるものとする。

別添２

関門港内及び同港境界付近にある船舶に対する関門港長命令及び勧告

＿＿＿＿年　＿＿月　＿＿日　＿＿：＿＿　発令

関　門　港　長

次のとおり、気象庁から南海トラフを震源地とする地震にかかる津波に関する情報が発表されたことから、津波による関門港内における船舶交通の危険を防止し、混雑を緩和するため、別紙のとおり、関門港内及び同港境界付近にある全ての船舶に対して、港則法第３９条第３項に基づき命令及び同条第４項に基づき勧告する。ただし、港長が認めた船舶を除く。

なお、各措置の実施あたり、人命を最優先とし、港外退避する船舶は、可能な限り水深の深い海域に避難すること。

<table>
<tr><td colspan="5">気象庁発表：＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　＿＿＿：＿＿＿</td></tr>
<tr><td>津波予報区</td><td colspan="4">警報・注意報別</td></tr>
<tr><td>山口県
瀬戸内海沿岸</td><td>□ 大津波警報</td><td>□ 津波警報</td><td>□ 津波注意報</td><td rowspan="4">が発表されました。</td></tr>
<tr><td>福岡県
瀬戸内海沿岸</td><td>□ 大津波警報</td><td>□ 津波警報</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td>山口県
日本海沿岸</td><td>□ 大津波警報</td><td>□ 津波警報</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td>福岡県
日本海沿岸</td><td>□ 大津波警報</td><td>□ 津波警報</td><td>□ 津波注意報</td></tr>
<tr><td colspan="5">震　源　地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿付近
地震の規模：マグニチュード＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

※ 該当箇所には、レ点を打つこと

別紙

1　港則法第３９条第３項に基づく命令

（1）　関門航路及び関門第二航路の関門港東口向け航行を禁止し、関門港西口向け一方通航とする。ただし、すでに関門港東口向け航行中の船舶及び最寄り岸壁に着岸するための工事作業船舶を除く。

（2）　＿＿日＿＿時＿＿分（地震発生２時間３０分後の時刻とする。）から当分の間、金ノ弦（かねのつる）岬（彦島最南端部）から１８０度に引いた線以東の関門港内（新門司区を除く。）の航行を禁止する。

（3）　すでに関門航路又は関門第二航路を関門港東口向け航行中の船舶は、門司区、田野浦区、西山区又は六連島区において航路外へ退去反転し、再入航して、関門航路西口から出域すること。ただし、自船の船型、運動性能及び喫水等の関係から航路外に退去できない船舶を除く。

（4）　関門港門司区、田野浦区、西山区及び六連島区は錨泊禁止とする。

（5）　関門航路又は関門第二航路内で工事作業中の船舶は、直ちに工事作業を中止し関門港西口から出域すること又は航路外に退去すること。ただし、津波の影響が出るまでに安全な海域に避難できないと船長が判断する場合は、航路外に退去し最寄りの岸壁に着岸のうえ係留強化の措置を実施すること。

（6）　関門港西口から出域する際には、戸畑航路、若松航路又は安瀬航路を出航する船舶は関門第二航路を、それ以外の船舶は関門航路を航行すること。ただし、自船の船型、運動性能及び喫水等の関係から関門第二航路を航行できない船舶は関門航路を航行すること。

（7）　関門航路を航行する船舶と戸畑航路を航行する大型ＬＮＧ船とが出会うおそれのある場合は、港則法施行規則第３８条第１項第７号の規定は適用せず、関門航路を航行する船舶は、戸畑航路を航行する大型ＬＮＧ船の進路を避けること。

2　港則法第３９条第４項に基づく勧告

（1）　大津波警報又は津波警報が発表された区域にある船舶

①　関門港内を航行中の船舶（小型の漁船及びプレジャーボート等（以下「小型船舶等」という。）を除く。）は着岸せず、関門港西口から出域すること。

②　係留中の船舶（危険物積載船舶、小型船舶等を除く。）は直ちに荷役を中止し、関門港西口から出域すること。ただし、津波の影響が出るまでに、安全に出港ができないと船長が判断する場合は、係留強化の措置を実施すること。

③　関門航路及び関門第二航路以外で工事作業中の船舶は直ちに工事作業を中止し、関門港西口から出域すること。ただし、津波の影響が出るまでに、安全な海域に避難できないと船長が判断する場合は、最寄りの岸壁に着岸のうえ係留強化の措置を実施すること。

④　危険物積載船舶は直ちに荷役を中止し、関門港西口から出域すること。ただし、最低限度の運航要員が確保できない場合、水先人及びタグボートの支援が不可欠な船舶でそれらが手配できない場合、又は潮流等の関係で安全に出港ができないと船長が判断する場合は、係留強化の措置を実施すること。

⑤　錨泊中の船舶（小型船舶等は除く。）は、関門港西口から出域すること。

⑥　小型船舶等

ア　係留中の小型船舶等は、出港しないこと。ただし、津波の影響が出るまでに関門港西口から出域し、港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

イ　係留中以外の小型船舶等は、着岸し係留強化の措置を実施すること。ただし、津波の影響が出るまでに着岸できない船舶及び関門港西口から出域し港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

⑦　前①から⑥について、響新港区の場合は「関門港西口」を「関門港」に、新門司区の場合は「関門港西口からの出域」を「関門港外へ出域し、できる限り日本海側へ避難すること。ただし、津波の影響が出るまでに日本海側に避難できない船舶を除く。」に、読み替えるものとする。

（2）　津波注意報が発表された区域にある船舶

①　関門港内を航行中の船舶（小型船舶等を除く。）は着岸せず、関門港西口から出域すること。

②　係留中の船舶（小型船舶等を除く。）は直ちに荷役を中止し、関門港西口からの出域又は係留強化の措置を実施すること。

③　関門航路又は関門第二航路外の工事・作業中の船舶は工事・作業を中止し、関門港西口からの出域又は最寄りの岸壁に着岸のうえ係留強化の措置を実施すること。

④　錨泊中の船舶（小型船舶等は除く。）は、関門港西口から出域又は直ちに出域できる準備措置を実施すること。

⑤　小型船舶等

ア　係留中の小型船舶等は、出港しないこと。ただし、津波の影響が出るまでに関門港西口から出域し、港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

イ　係留中以外の小型船舶等は、着岸し係留強化の措置を実施すること。ただし、津波の影響が出るまでに着岸できない船舶及び関門港西口から出域し港域外の安全な海域への避難が可能な船舶を除く。

⑥　前①から⑤について、響新港区の場合は「関門港西口」を「関門港」に、新門司区の場合は「関門港西口からの出域」を「関門港外へ出域し、できる限り日本海側へ避難すること。ただし、津波の影響が出るまでに日本海側に避難できない船舶を除く。」に、読み替えるものとする。

【別添3】

【港長基準】

南海トラフ地震臨時情報に基づく船舶対応表
（注意喚起）

気象庁の発表	船舶の対応
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ・連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行うこと
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	①実際に津波が発生した場合に備え、必要に応じて直ちに避難等できるよう次の確認を行っておくこと ・避難に必要な支援体制の確保に係る確認 ・岸壁管理者の対応の確認 ・荷主企業等の対応の確認 ・各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認 ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ②予め早期の避難準備及び自主避難等も検討すること

※いずれの区分も船舶に対し、注意喚起を促すものです。

※巨大地震警戒については、地震発生から１週間は警戒措置、その後の１週間は、注意措置の期間となります。

なお、臨時情報が巨大地震警戒から巨大地震注意に切り替わるわけではありません。

地震発生から2週間が経過した時点で「政府としての特別な注意の呼びかけの終了」がされます。

別添４

情報の連絡方法・手段

勧告等 内容	周　知　方　法	周　知　手　段
発令・解除	・連絡系統による通報	・メール
	・海の安全情報による配信	・メール（緊急情報配信）
	・関門海峡海上交通センターからの周知	・ＶＨＦ ・ＡＩＳ
	・第七管区海上保安本部運用司令センター（もじほあん）からの周知	・ＶＨＦ
	・巡視船艇による周知	・マイク、ＶＨＦ
	・海の安全情報（緊急情報）への掲載	・インターネット https://www6.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/moji/kinkyu.html